

神崎町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

神崎町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「神崎町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議を議論し、策定しました。

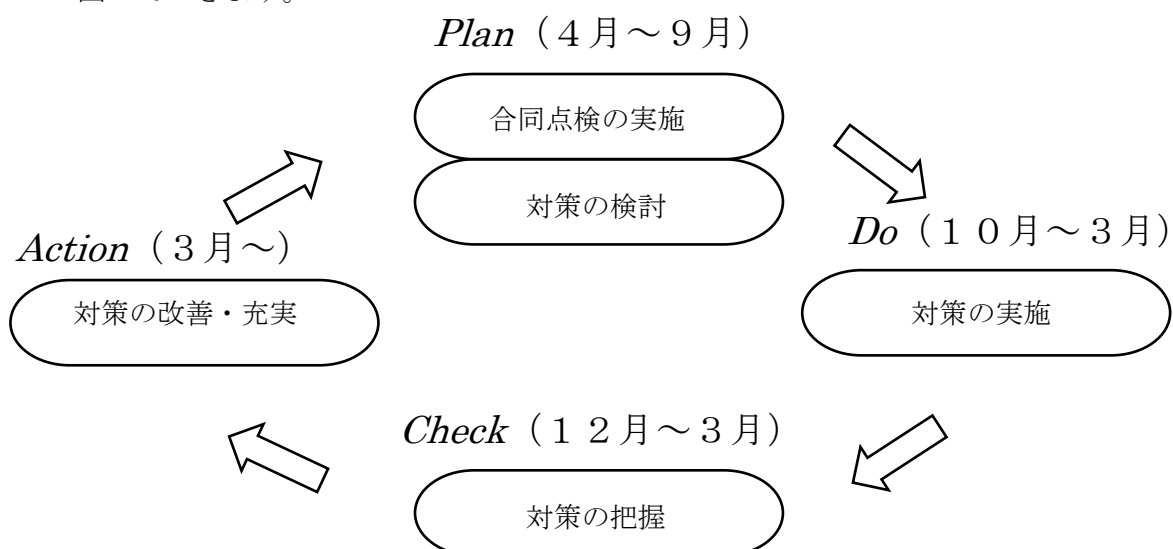
- ・ 神崎町教育委員会
- ・ 小学校関係者
- ・ 千葉県香取警察署
- ・ 千葉県香取土木事務所
- ・ 神崎町まちづくり課

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・実施を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検 (P l a n)

○合同点検の実施時期等

- ・町内の小学校を2つのグループに分け、それぞれ1年に1回、合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・神崎町教育委員会、小学校関係者、千葉県香取警察署、千葉県香取土木事務所、神崎町まちづくり課等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討 (P l a n)

- ・合同点検の結果から対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策の必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (D o)

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (C h e c k)

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。(A c t i o n)
- ・保護者及び児童への調査

4. 対策一覧表、対策箇所図の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。